

お手持ちの 商品券の利用期間のご確認を！



事例

テレビで商品券が使えなくなるというニュースを見た。
今手元にある商品券も使えなくなるのだろうか。

アドバイス

- ・2010年4月に「資金決済法(※)」が施行され、**利用終了となる商品券やギフト券が増えています**ので、お手持ちの商品券等を今一度確認してみましょう。(※資金決済に関する法律)
- ・金融庁のホームページで、使えなくなる商品券とその連絡先等を確認できます。(http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/)
- ・ホームページを見ることができない場合は、金融庁「金融サービス利用者相談室」(電話：0570-016-811、IP電話・PHSからは03-5251-6811)にお問合わせください。
- ・利用終了となった場合でも60日以上のお戻し申出期間が設けられますので、この期間内に申し出るようにしましょう。
- ・お戻し申出期間を過ぎてしまっても、**すぐに廃棄せず、まずは発行者にお問い合わせ**してみてください。

商品券のご利用はお早めに

○震災復興プレミアム付商品券なども相次いで発行されています。手元にある商品券やギフト券も含め、利用期間に注意して早めに使いましょう。

**困ったときは、消費生活センターへ
相談しましょう！**



わからない
ことは、
センターに
聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分
(土・日は電話相談のみ)